

「ともに生きる社会かながわ憲章※1」の理念浸透に向け、 ファンケルが啓発活動を実施

推進週間に合わせ、社内外での情報発信や社会活動を通じて憲章を紹介

株式会社ファンケルは、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念をより多くの方に知っていただくことを目的に、7 月 20 日(月)から 7 月 26 日(日)までの「ともに生きる社会かながわ推進週間」に合わせ、集中的な啓発活動を実施いたします。

当社は日頃より、特別支援学校に通う生徒の皆様を対象とした「身だしなみセミナー」と、視覚障がい者の皆様を対象とした「視覚障がい者向けセミナー」を実施しており、参加者の皆様へ憲章の趣旨を紹介しています。期間中は、従業員向けイントラネットを通じた憲章の周知や、事業所内でのポスター掲示を行うことにより、誰もが互いを尊重しながら、その人らしく暮らせる社会づくりへの理解促進を図ります。

当社はこれまでも、年齢、障がいの有無、性別などにかかわらず、すべての人が自分らしく生活できる社会の実現を目指し、さまざまな社会活動に取り組んでまいりました。「ともに生きる社会かながわ憲章」が掲げる、すべての人のいのちを大切に、互いを認め合い、ともに支え合う社会の実現という理念は、当社の企業姿勢とも深く通じるものです。

今後も当社は、神奈川県が推進する同憲章の普及に協力し、誰もが安心して暮らし、社会に参加できる共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。



ファンケルの特例子会社「ファンケルスマイル」従業員が
実施する「身だしなみセミナー」の様子



ファンケル従業員が実施する
「視覚障がい者向けセミナー」の様子

※1 「ともに生きる社会かながわ憲章」とは、障がい者に対する差別や偏見をなくし、誰もがその人らしく暮らす地域共生社会の実現を目指し、平成 28 年 10 月 14 日に神奈川県が定めたものです。

神奈川県ホームページ : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f535463/index.html>

【憲章の普及啓発における当社の取り組み】

当社では、以下 2 つのセミナーの中で参加者に対して憲章について紹介することによって理念の普及を行います。

＜身だしなみセミナー 概要＞

特別支援学校に通う生徒の皆様が卒業前に、社会人としての一歩が自信を持って踏み出せるよう、「基本の身だしなみ」を学ぶ実践型セミナーを実施しています。洗顔、スキンケア、整髪などについて一緒に実習を行い、「自分らしく、社会で輝く」ための後押しをしています。

＜視覚障がい者向けセミナー 概要＞

視覚に障がいのある方が、毎日をイキイキと過ごしていただくためのセミナーです。スキンケアやポイントメイクに関する内容のほか、当社独自開発の「タッチマークシール^{※2}」もご紹介しています。これにより、自立して身だしなみを整えることをサポートしています。

※2 タッチマークシール：「容器が区別しにくい」などのご不便を感じていらっしゃる方に、指で触れて商品を識別していただける当社独自の凹凸シール

「身だしなみセミナー」と「視覚障がい者向けセミナー」の詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

報道関係者からのお問合せ先

株式会社ファンケル 広報部 / 045-226-1230 official@fancl.co.jp